

センター長	副センター長	事務

令和 年 月 日

シミュレーションセンター 宛

所属名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

使用責任者氏名 \_\_\_\_\_

## シミュレータ借用書

下記の通り物品借用申請致します。

なお、万が一借用物品を破損、紛失等した場合は、使用者の責任において弁償致します。

### 記

1. 借用期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

2. 使用日時： 年 月 日 時から  
年 月 日 時まで

3. 使用目的： \_\_\_\_\_

4. 使用場所： \_\_\_\_\_

5. 物 品：

シミュレータ名	数量	備考

### ※確認欄

	貸出返却日	借用者名 返却者名	確認者 氏名	確認事項
貸出	年 月 日			物品・数量等異常なし <input type="checkbox"/>
返却	年 月 日			破損・紛失等あり <input type="checkbox"/> ( ) 個

※裏面を必ず  チェック

シミュレータを使用する際の  
注意事項

(項目に☑チェックすること)

●シミュレーションセンター使用細則第9条第1項より

- (1) 良識ある行動をし、秩序・風紀の維持及び設備の保全に努めること。
- (6) 許可された目的以外で使用しないこと。
- (7) 火気の使用をしないこと。
- (10) シミュレーションセンター物品は丁寧に取扱い、破損又は紛失しないこと。  
万が一、破損又は紛失したときは、直ちに当センタースタッフに報告すること。
- (12) 手洗いをしてから使用すること。
- (13) シミュレータ使用時には、飲食はしないこと。

●シミュレーションセンター使用細則第10条より

- 使用者が以下に該当した場合は、使用の途中であっても当該使用の許可を取り消すことがある。

また、シミュレーションセンター長が必要であると判断した場合は、一定期間の使用を禁止することがある。

- (1) 第9条第1項に違反したとき
- (2) 故意に破損したとき
- (3) 第三者に転貸したとき

●シミュレーションセンター使用細則第11条より

- 故意または過失により機器及び設備等を滅失、損傷または汚損した時は、シミュレーションセンターの指示に従って速やかに原状に復さなければならない。  
なお、この際、原状回復に要した費用を請求することがある。

●シミュレーションセンター使用細則第12条より

- 万が一事故が生じた場合の責任は、使用者が負うものとする。シミュレーションセンターは原則として一切の責任を負わない。

提出先：シミュレーションセンター  
内 線：#2922  
Mail : simcenter@ml.nagasaki-u.ac.jp